

令和4年度事業報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日

第1 事業活動方針

「暴力のない安全安心な鳥取県の実現」を目指すため、警察、弁護士会、行政等の関係機関・団体等との連携を強化し、従来からの広報啓発、暴力追放相談、委託講習に加え、当年度は、組事務所差止請求を重点に、次の事業を行う。

第2 事業内容

事業	事業内容
1 広報・啓発	<p>暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及と、暴力団排除意識の高揚、センター活動の理解と周知を図るための活動</p> <p>(1) 「暴力追放鳥取県民大会」の開催 令和4年11月9日、倉吉未来中心において、「第30回大会」を県警と開催</p> <ul style="list-style-type: none">※ 主催者あいさつ、大会宣言、警察音楽隊コンサート等※ 参加者約250人（自治体、弁護士会等関係機関、各暴排組織事業者及び県民） <p>(2) 宣伝、普及活動</p> <ul style="list-style-type: none">○ 広報誌「暴追とっとり」第59号、第60号の作成 県下自治会回覧、賛助会員、暴排団体、関係機関等への配布※ 発行部数各25,000部○ 暴力追放冊子の配布 小冊子「企業・行政対象暴力の現状と暴力団情勢」、パンフレット「民暴相談のしおり」等の配布※ 合計3,000部配布○ 暴排ポスターの作成配布 「暴力団追放三ない運動+1」を啓発する暴排ポスターの配布※ 1,080部作成配布○ 警察・自治体等が発行する広報紙への掲載依頼及び日刊紙等への資料提供、投稿等○ 責任者講習における「受講修了書」並びに「賛助会員証」（ステッカー）掲示運動の推進○ 広報塔5基による広報、点検 県東部2基、県中部1基、県西部2基※ 業者による点検○ 路線バスのラッピング広告を利用した暴力団排除の呼び掛け

	<ul style="list-style-type: none"> ※ 日ノ丸バス1台、「いりません！暴力団は我が街に」 ○ 視聴覚教材(暴排用DVD)の整備と貸出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保有タイトル数50 (含む新規3) ・ 貸出17回 (前年比+2) ○ 地域安全運動時等における新聞広告への掲載 <ul style="list-style-type: none"> ※ 地域安全運動時及び年末年始の特別警戒時に全国紙、地元紙へ3回掲載 (3) 各業種、職域、地域等の講習会・研修会等での講演の推進と資料提供 <ul style="list-style-type: none"> 暴排組織各協議会・研修会、企業研修会、暴排関係組織連絡協議会、暴力団離脱者社会復帰対策協議会、暴迫相談委員ヘルパー意見交換会等 ※ 17回実施 (前年対比-1回) (4) ホームページの更新と活用 <ul style="list-style-type: none"> 当法人の事業内容、不当要求防止責任者講習の案内等の内容を随時更新提供し、広報啓発活動を図った。 (5) 表彰 <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国表彰「全国暴力追放運動推進センター」、管区表彰「中国ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会」への暴力追放功労者(功労団体)の積極的な上申 <ul style="list-style-type: none"> ※ 全国表彰(11月24日) <ul style="list-style-type: none"> 暴迫荣誉銀賞1名 ※ 中国ブロック表彰(11月9日) <ul style="list-style-type: none"> 暴迫功労者1名、暴迫団体1団体 ○ 暴力追放県民大会での暴力追放功労者(団体)表彰 <ul style="list-style-type: none"> ※ 暴力追放鳥取県民大会表彰(11月9日) <ul style="list-style-type: none"> 暴迫功労者3名 (6) その他 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(政府指針)の企業研修、不当要求防止責任者講習における周知と啓発 ○ 鳥取県暴力団排除条例(平成23年4月1日施行・令和4年一部改正)の普及と活用
2 組織活動支援	<p>暴力団員による不当な行為の被害防止に関する民間の自主的な組織活動等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「鳥取県暴力団排除関係組織連絡協議会(21団体)」の総会等の行事への参加、講演、資料提供等 <ul style="list-style-type: none"> ※ 9月7日総会開催

	<p>(2) 地域・職域暴排組織が行う「暴力追放大会」、「研修会」等各種行事への講師の派遣、情報交換、資料提供等 ※ 17回実施（前年比－1）</p> <p>(3) 暴力団事務所の撤去、進出阻止活動に対する警察、暴追センター、弁護士会による三者協定の積極的活用と緊密に連携した情報提供、指導、活動資金の貸付け等 ※ 企業研修会、責任者講習時の広報の実施</p> <p>(4) 企業パトロール、事業者に対する暴力団情報の提供等による賛助会員の拡大等 ※ 新規賛助会員団体7団体（8口）、個人3名（3口）</p> <p>(5) 暴力団情報提供要領による情報提供先賛助会員のデータベース構築の支援 ※ 4企業への提供</p>
<p>3 暴力追放相談</p>	<p>暴力団員による不当な行為に関する相談に応ずるための活動</p> <p>(1) 「暴力追放相談委員」の技能の向上 ○ 暴力追放相談委員による意見交換会の開催</p> <p>(2) 的確な相談対応 暴力団の不透明化に対応するため、「反社会的勢力」による不当要求行為等の相談への的確な対応及び適正な暴力団情報の提供 ○ 相談受理件数47件（前年度対比＋8件） 相談委員6人体制（警察OB2、民暴弁護士2、少年指導委員1、保護司1） ○ 平成29年2月導入の新システムによる暴力団情報の提供47件（前年比－1）</p> <p>(3) 暴追センター・警察・弁護士会で組織する「鳥取県民事介入暴力対策実務研究会」での緊密な連携、情報交換、民事介入暴力事案等に関する相談活動</p> <p>(4) その他 ○ 相談業務ネットワークである「多重債務・ヤミ金融問題等対策協議会」、「日本司法支援センター鳥取」等との連携 ○ 企業パトロールによる、潜在（泣き寝入り）事案の掘り起こしと保護救済の実施</p>
<p>4 少年被害防止対策 ～少年を暴力団から守る活動～</p>	<p>少年に対する暴力団の影響を排除するための活動 暴力追放相談委員による相談申出人に対する助言及び暴力団の影響を受け又は受けるおそれのある少年に対する指導並びに少年を中心とする各種団体等への啓発活動、少年及び保護者に対する一般的な働きか</p>

	け及び広報の的確な実施
5 暴力団離脱者 援助 ～社会復帰対策～	<p>暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動</p> <p>(1) 「鳥取県暴力団離脱者社会復帰対策協議会」等と連携して、離脱者に対する一般社会への定着のための生活・就労相談、離脱希望者やその家族等に対する離脱のノウハウの的確な教示等の実施</p> <p>※ 「鳥取県暴力団離脱者社会復帰対策協議会」総会（8月30日21会員）を開催し、21会員等と連携して雇用確保に向けた就業先の雇用状況確認等</p> <p>(2) 同協議会会員である受入協賛企業の拡大及び組織の活性化</p> <p>※ 受入事業所13社（変更なし）</p> <p>(3) 平成28年2月5日に締結した「社会復帰対策協議会広域連携協定」の連携強化</p> <p>※ 令和5年3月末現在36都府県加入</p>
6 委託講習 ～不当要求防止 責任者講習～	<p>事業者に対し、不当要求による被害を防止するために必要な対応方法についての指導等の援助を行うため、鳥取県公安委員会の委託を受け暴力団対策法第14条第2項の「不当要求防止責任者講習」の実施</p> <p>(1) 講習技能の向上と講習教材の充実</p> <p>※ 講習教材8種類の配布とDVDによる教養</p> <p>※ 新規講習用DVD3枚整備</p> <p>(2) 鳥取県弁護士会民暴対策委員会所属弁護士への講話依頼</p> <p>※ 講話12回</p> <p>(3) 各種業界、事業所等への積極的な働きかけによる未選任事業所に対する「選任届」の推奨及び責任者講習の計画的な実施</p> <p>※ 実施回数32回(前年度対比+2回)</p> <p>※ 受講者623人(+169人)</p>
7 被害者救援	<p>暴力団員による不当な行為の被害者等に対する貸付金及び見舞金の支給等の支援活動</p> <p>(1) 暴力団員からの被害等に係る民事訴訟の当事者に対する「訴訟提起等費用」及び「重大な物的被害の応急修復費用」、傷害事件被害者の「応急入院・治療費用」等の無利子貸付</p> <p>(2) 暴力団員による傷害事件等の被害者に対する「見舞金」の支給</p> <p>(3) 民事介入暴力事案の被害者に対する民暴弁護士の紹介</p> <p>※ 該当案件無し</p> <p>(4) 「鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会」の関係組織との連携による的確な業務推進</p>

	<p>※ 総会は中止、書類審議</p>
8 組事務所使用差止請求	<p>指定暴力団等の事務所の使用により付近住民等（付近において居住し又は勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。）の生活の平穩又は業務の遂行の平穩が違法に害された場合、適格都道府県センターとして当該付近住民等から委託を受け、事務所使用差止訴訟等を行う</p> <p>※ 令和4年3月11日、使用差止申立。6月30日使用差止決定後二度の異議申立を行い令和5年3月27日異議申立却下</p>
9 調査研究等	<p>上記1～8の各事業の効果的な推進及び職員の知識技能向上のための活動及び情報収集</p> <p>(1) 全国暴力追放運動推進センター等が主催する各種会議、講演会、研修会等への参加</p> <p>※ 7月28日、中国ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会定例連絡会（島根県）</p> <p>9月15日、暴追センター専務理事・事務局長等研修会（東京都）</p> <p>10月26日、反社会的勢力対策セミナー（東京都）</p> <p>(2) 新聞、刊行物等を活用した暴力団の活動実態等の調査</p>